

静岡県立大学科目等履修生規程

平成19年4月1日 規程第59号

(目的)

第1条 この規程は、静岡県立大学学則第65条の規定に基づき、科目等履修生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入学者の選考及び入学許可)

第2条 科目等履修生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）があるときは、各学部教授会の選考を経て、学長が入学を許可する。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) その他学長が、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の時期)

第4条 科目等履修生は、学年又は学期始めに入学を許可する。

(入学の志願)

第5条 入学志願者は、次の各号に定められた書類に所定の検定料を添え、当該学部長を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 履歴書（写真）
- (3) 最終学校の学業成績及び卒業（修了）証明書
- (4) その他指定する書類

(費用の負担)

第6条 入学を許可された者は、所定の期日までに科目等履修生入学料及び聴講料を納付しなければならない。

2 実験、実習等に要する特別の費用は、科目等履修生の負担とする。

(履修期間)

第7条 履修期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、その期間を延長することができる。

(単位の認定)

第8条 履修科目について単位修得の認定を得ようとする者は、試験を受け合格しなければならない。

(許可の取消し)

第9条 科目等履修生として不相当と認められたときは、学長は、当該学部教授会の議を経て、許可を取り消すことができる。

(準用)

第10条 静岡県立大学学則中、学生に関する規定は、科目等履修生に準用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。